平成３０年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目３番47―42号
債務者　岩下　幸男
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目681番地
債務者　林　　節子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市中山町2050番地２
債務者　井迫　武司
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６６０号
仙台市若林区南小泉３丁目15番32号　ケントハウス南小泉Ｂ棟105、従前の住所宮城県仙台市青葉区米ケ袋２丁目２番42号　コーポエルム203
債務者　関口　智美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７３号
仙台市宮城野区田子１丁目27番15号　コーポサンフラワー203、従前の住所宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字神子屋敷８番地２
債務者　我妻　照子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７５号
仙台市青葉区国見６丁目16番３号　シティハイムドマーニ203
債務者　加藤由希子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８１号
仙台市泉区松陵１丁目18番地の11
債務者　高橋由志美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
茨城県笠間市矢野下1519番地２
債務者　藤枝　寛己
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８３号
茨城県水戸市元吉田町2850番地の２　栗田ハイツＡ棟201号、前住所茨城県水戸市千波町1732番地の１　エルカーボＩＳＯ・Ａ棟102号
債務者　深作　竜太
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８６号
茨城県水戸市河和田町3615番地の１
債務者　鈴木　幸子（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９２号
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート１棟１Ｆ２号
債務者　冨田由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９４号
茨城県笠間市鯉淵6655番地51
債務者　小嶋　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３７８号
京都市南区吉祥院中河原里南町19番地１
債務者　西村なおみ
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1060番地の10
債務者　大野　竜聖
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１６号
兵庫県加古川市尾上町今福430番地の５
債務者　丹波　節男
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１７号
兵庫県加古川市尾上町今福430番地の５
債務者　丹波　　知
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８７２号
広島市中区舟入本町13―16　原電ビル402号、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目34番24号
債務者　石原　裕史
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
広島地方裁判所民事第４部